

昭和村オープンデータの推進に関する基本方針

1 定義

「オープンデータ」とは、営利・非営利目的に関わらず、二次利用が可能な利用ルールで公開された機械判読に適した形式のデータである。

2 背景

近年、スマートフォン、タブレット等の端末の高性能化、ブロードバンドネットワーク（高速で大容量の情報が送受信できる通信網）の普及により、村民、民間企業等が容易に大量のデータを取り扱うことが可能な環境が整備されている。

こうした状況において、国は「電子行政オープンデータ戦略」（平成 24 年 7 月 4 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）及び「世界最先端 I T 国家創造宣言」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）を掲げ、公共データのオープンデータ化に積極的に取り組んでいる。

さらに、平成 29 年 5 月 30 日に閣議決定された「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」において、令和 2 年度までに地方公共団体のオープンデータ取組率 100%を目標とすることが掲げられた。

3 趣旨

本方針は、村が保有している公共データを、自由に利活用できるオープンデータとして一般に提供することで、さらなる行政の透明性・信頼性の向上、業務の高度化・効率化を目指すことはもとより、アプリケーション開発や専門的なデータ解析などによる新しいサービスを提供するビジネスの創出に期待するとともに、オープンデータによって、村民協働での地域課題解決に役立てることにつなげていくため、基本的な事項を定めるものである。

4 方向性

村民等の利用ニーズや問合せを考慮したうえで、可能なものから順次オープンデータとして公開する。

ただし、個人情報保護や個別法令などにおいて二次使用が制限されている情報等は対象としない。

5 基本ルール

(1) 二次利用が可能な利用ルール

データの二次利用を認めることを原則とし、クリエイティブ・コモンズ(※)を使用し、データ所有者が予め条件を付して許諾していることを明示する。また、二次利用のために必要な利用条件、免責事項等は、利用規約で明記する。

(2) 機械判読に適したデータ形式

アプリ・サービスへの取り込みやデータ分析が容易に行えるよう、CSV等の機械判読に適したデータ形式で公開する。

※クリエイティブ・コモンズ

国際的非営利組織であるクリエイティブ・コモンズが提供する、著作物の配布を許可するためのライセンスの一つ。作品のクレジット（出典）を表示すれば、利用者が営利目的を含めて自由にデータを改変、複製、再配布することができ、最も自由度が高い。

附 則

この方針は、令和2年12月25日から施行する。